

インボイス制度の概要と事前準備



はじめに

ご存じの通り令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）が導入されます。既に令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が開始されていますが、まだ準備中という企業が多いのではないのでしょうか。

原則、令和5年3月31日までに登録申請を行わないと10月1日の開始に間に合わないの、そろそろ本格的に準備を始めなければなりません。

今回の連載では、インボイス制度の概要を確認するとともに、どのような準備が必要なのか解説していきます。

1. インボイス制度の概要

(1) インボイス制度とは

事業者が納付する消費税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額（仕入税額）を差し引いて計算します。その差し引くことを仕入税額控除といいます。

インボイス制度とは、現行の「区分記載請求書等保存方式」に代わり、複数税率に対応し適正な課税を確保するために導入される仕入税額控除の方式のことです（図1）。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額※（売上税額）} - \text{課税仕入等に係る消費税額※（仕入税額）}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

図1 インボイス制度による計算方法

(2) インボイスとは

適格請求書（以下、インボイス）とは、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、「登録番号」のほか一定の事項が記載された書類又は電磁的記録のことです。導入後は売り手、買い手それぞれに新たな義務が課されます。

インボイスは「請求書」のことと思われる方が多いですが、必要な事項が記載されたものであれば、請求書、納品書、領収書、レシート等その名称は問われていません。

例えば、請求書や納品書など、相互の関連が明確な複数の書類両方を合わせて記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることも可能です（図2、①～⑥はP15の4（1）にて説明します）。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

① 登録番号 T 1234567890123

② 10月分 (10/1～10/31) 109,200 円 (税込)

③ 納品書番号 (関連の明確化)

④ 10%対象 66,000 円 (消費税 6,600 円)

⑤ 18%対象 43,200 円 (消費税 7,776 円)

⑥ 納品書番号 (関連の明確化)

図2 複数のまとめたインボイスの例

2. インボイス制度導入前の準備

(1) 自社の現状確認と社内への周知

インボイス制度導入後に慌てないように、自社が売り手側、買い手側それぞれの立場においてどのようなインボイスを発行、受領する必要があるのか現状把握と問題点の把握、対策を考える必要があります。インボイスは必ずしも経理部門のみで授受するものではありません。こちらがインボイスを受領する場合は相手先によって対応が異なることになるため、営業部門をはじめ、購買部門や契約部門など社員に広く周知し対応する必要があります。

こちらがインボイスを発行する場合には、どの書類をもって「インボイス」とするかの検討が必要であり、それに対応するため、請求書や納品書などのフォーマットやシステムそのものの変更が必要な場合もあるでしょう。また、会計ソフトは免税事業者等からの仕入れを区分して管理できることが必要となります。現状利用しているシステムがインボイスに対応可能なか確認が必須となります。

(2) 適格請求書発行事業者の対象となる事業者

インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。消費税課税事業者であっても登録申請手続きが必要です。課税事業者だからといって登録をしないとインボイスを交付することができませんのでご注意ください。

免税事業者の場合は適格請求書発行事業者に登録することでインボイスを交付することができますが、消費税の申告が必要となります。

なお、登録申請手続きは令和3年10月1日より既に開始されています。令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。申請は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(図3)を税務署に提出してください。審査に一定の時間がかかりますので準備をしたら早めに提出しましょう。

第1-1(3)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日		住所又は居所 (法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地) (フリガナ)		電話番号	
印					

図3 適格請求書発行事業者の登録申請書の一部

税務署による審査を経て登録された場合は、下記の公表サイトにて登録番号などの通知及び公表が行われます。

国税庁 インボイス制度

適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

登録番号は、法人の場合 T+法人番号、それ以外の個人事業者及び人格のない社団等はT+13桁の数字となります(図4)。

【TOP画面】

適格請求書発行事業者公表サイト

登録番号を検索する

登録番号 (T) 1234567890123 13桁

① 確認したい登録番号を入力

② 検索をクリック

検索

クリア

お知らせ

令和3年10月1日

登録番号でまとめて検索する +

一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号

T1234567890123

氏名又は名称

国税 太郎

登録年月日

令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる番号

国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

図4 適格請求書発行事業者公表サイトによる検索画面

(3) 相手先の確認

自社のみならず、相手先（仕入先、外注先等）が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認も必要となってきます。なぜなら、相手先が適格請求書発行事業者に該当するかによって仕入税額が異なり、自社が納付する消費税額が増加するからです。

もし相手先が適格請求書発行事業者でない場合には、その相手先に消費税を支払ったとしても仕入税額控除は出来ません。（経過措置により、導入後3年は80%、次の3年は50%控除可能ですが、令和11年10月1日から控除が不可となります。図5）

仕入や外注などの相手先が小規模事業者や個人の場合、不動産などを賃借している契約先が適格請求書発行事業者かどうか、今のうちに確認しておきましょう。

(4) 自社が免税事業者の場合

自社が免税事業者の場合は、売り手から消費税額の値引きを要請されるなど、場合によって取引から除外される可能性もあり、結果的に適格請求書発行事業者の登録を行うことが必要となる場合も考えられます。ただし、登録するとインボイスの交付は出来ませんが消費税申告も必要となります。また、消費税の申告をする場合、簡易課税制度が有利になることも多いため事前によく検討してください。

3. インボイス制度導入後の留意点

インボイス制度導入後は、売り手側、買い手側それぞれ次のような義務を負います。

(1) 売り手側の義務

- ①取引相手の求めに応じインボイスを交付する
- ②返品、値引きがあった場合には「適格返還請求書」を交付する

③誤りがあった場合には修正したインボイスを交付する

④交付したインボイスの写しを保存する

(2) インボイスに代えて適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付できる場合

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて簡易インボイスを交付することができます。簡易インボイスとは、後述するインボイスの記載事項のうち、相手先の氏名又は名称を記載しない書類となります。

(3) インボイスの交付義務が免除される場合

下記のみインボイスの交付義務が免除されます。

- ①公共交通料金（3万円未満のもの）
- ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ③生産者が農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- ④自動販売機・自動サービス機により行われる譲渡（3万円未満のもの）
- ⑤郵便ポストに投函される郵便物

(4) 買い手側の義務

原則としてインボイスまたは簡易インボイスの保存が仕入税額控除の要件となり、既に述べたように、免税事業者等の適格請求書発行事業者以外の者から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

(5) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

次の取引については、一定の手順を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ①インボイスの交付義務が免除される取引（上記3（3））
- ②入場券等が使用の際に回収される取引

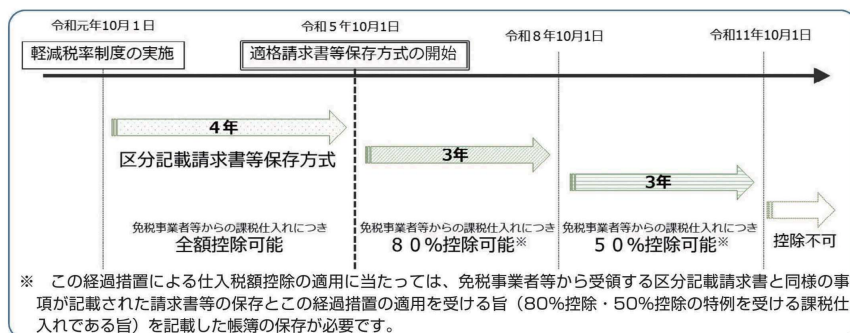


図5 控除される経過措置の割合

- ③古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ④適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

(6) 現行の「区分記載請求書等保存方式」との相違点で留意すること

現行では、3万円未満の課税仕入や請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますがこれが廃止となります。

4. インボイスの記載事項

(1) インボイス・簡易インボイスの記載事項

インボイスに必要な記載事項とは次の項目をいいます。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ← 簡易イ

ンボイスでは記載不要（図6）

このうち、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引について交付できる簡易インボイスは、上記のうち⑥（相手の氏名等）を記載しないものとします。

(2) 端数処理

インボイスでは、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

一つの商品ごとに消費税額を計算し、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額」として記載することは認められませんので注意が必要です（一のインボイスにつき端数処理は税率ごとに1回）。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日
(例)△△
(T123…)

請求金額 (税込) 60,197円

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	2,164.8
10%対象計				28,158	2,815.8

【例②：認められない例】

請求書						
〇〇(株) 御中			○年11月30日 (例)△△ (T123...)			
請求金額 (税込) 60,195円 ※は軽減税率対象						
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	
11/15	花	57	77	4,389	438	
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	
8%対象計				27,060	2,163	
10%対象計				28,158	2,814	

《計算例》

- ・税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
 - ・それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

《計算例》

- ・個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
 - ・計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。
- ※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

図7 認められる例と認められない例

おわりに

今回は、インボイス制度の概要と導入される前に準備することを中心に解説しました。まだまだ先と思っていると令和5年10月1日はあっという間にやってきます。経理部だけで準備しようと思っていた方も、実際にインボイスを受け取る他部社員への周知が必要だということもご理解いただけたと思います。

次回は、インボイス制度導入後の消費税額計算の方法や、免税事業者への具体的対応、そして電子インボイスのお話をいたしますので、合わせてお読み頂ければと存じます。

(続)

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

請求書 △△(商事例)

11月分 131,200円 × 年11月30日

① 登録番号 T0123456

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ ⑤

③ ⑥ 軽減税率対象

② スーパー○○

XX年11月30日 東京都... 登録番号 T123456...

①

領収書

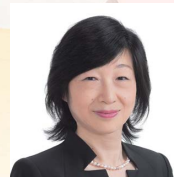
ヨーグルト *	¥108
カップラーメン *	¥216
ビール	¥550
計	¥874
8%対象	¥324
10%対象	¥550
消費税額	¥50
お預り	¥1,000
お釣り	¥125

③ ④ ⑤

⑥ 軽減税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

図6 適格請求書と適格簡易請求書

インボイス導入後の消費税計算と
電子インボイス税理士 もり わき ひと こ
森脇 仁子

はじめに

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）が導入されます。今回は、インボイス導入後の消費税計算について、特に免税事業者から仕入れや支払いをした際に具体的にどのような処理が必要となるのか、更に電子インボイスについて解説していきます。

1. 税額計算の方法

インボイス制度導入後は、インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「**積上げ計算**」又は適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「**割戻し計算**」を選択することができます（図1）。

売上税額について「**積上げ計算**」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

売上税額を「**積上げ計算**」により計算する場合には、仕入税額も「**積上げ計算**」により計算しなければなりません。

2. 免税事業者（適格請求書発行事業者以外の者）との取引

(1) 免税事業者から商品等を仕入れた場合の注意点

連載第1回（9・10月号）で解説した通り、相手先（仕入先、外注先等）が適格請求書発行事業者でない場合には、その相手先に消費税を支払ったとしても仕入税額控除はできません。ただし、経過措置により、導入後3年は80%、次の3年は50%控除可能ですが、令和11年10月1日から控除が不可となります。

実際に免税事業者から商品等を仕入れた時の仕訳を考えてみましょう。

この表1の仕訳から分かることは、免税事業者から仕入れた場合は、適格請求書発行事業者から購入するよりも200円コストがかさみ、かつ、消費税の納税が200円増えるということになります。

また、免税事業者がインボイスを交付することはできません

表1 免税事業者から商品等を仕入れ時の仕訳

	現行並びに適格請求書発行事業者からの仕入	インボイス導入後免税事業者からの仕入
商品仕入	10,000	10,200 ↑ 総額11,000-800
仮払消費税等	(区分10%) 1,000	(区分：経過措置10%) 800 ↑ 1,000×80%は控除

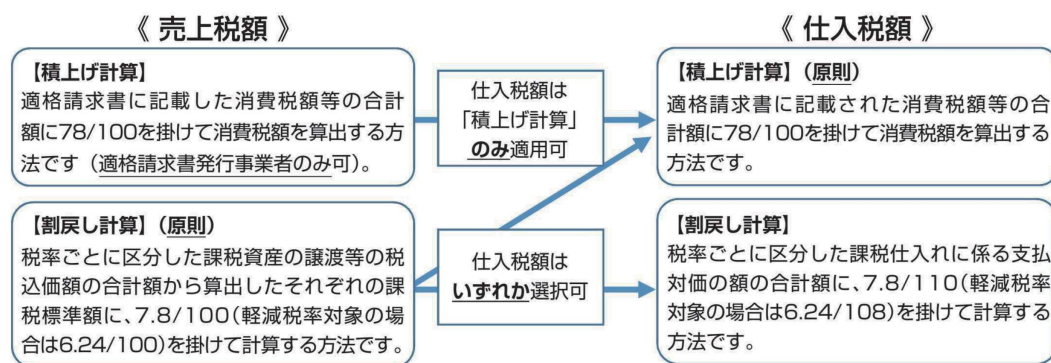


図1 税額計算について

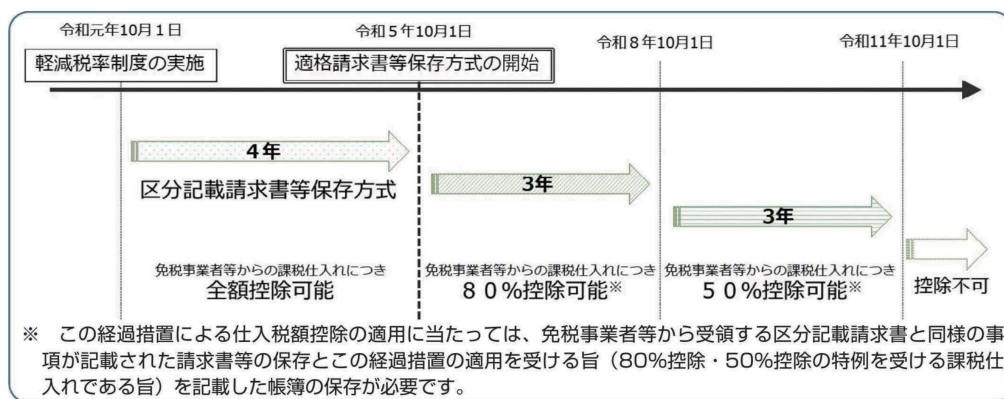


図2 軽減税率制度の実施から経過措置について

が、受け取った側が誤って適格請求書発行事業者と思い込んで消費税を処理すると納付する消費税額を誤ってしまいますので、相手先が免税事業者であるか否かの取引先別管理も重要になってくるでしょう。

経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者から受領する請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除、50%控除の特例を受ける課税仕入である旨）を記載した帳簿の保存が必要となりますので、仕訳時に消費税の区分を分ける必要があります。

ただし、免税事業者との取引に対し、インボイス制度の開始を契機として取引条件を見直す場合などは、独占禁止法上の優越的地位の乱用に該当する行為を行わないように注意してください。

(2) 免税事業者から棚卸資産を購入した場合の留意点

令和11年10月1日以降は経過措置もなくなり、免税事業者からの課税仕入については、仮払消費税等の額はないこととなるため、支払った消費税等は商品の取得価額に参入することになります。

もし、下記のような仕訳を行った場合には、法人税の取り扱いに注意してください。

表2 仕訳例

仕入時				
借方 仕入	1,000,000	貸方 現金	1,100,000	
仮払消費税等	100,000			
決算時（半分が在庫として残った処理）				
借方 商品	500,000	貸方 仕入	500,000	
雑損失	100,000	仮払消費税等	100,000	

この場合、仕入をした際に支払った100,000円の消費税については、商品の取得価額に参入すべきものです。この例では仕入税額控除できなかった100,000円の仮払消費税を雑損失として計上していますが、期末に在庫として残った商品に係る消費税分（棚卸500,000に係る50,000円）は損金の額に算入できず、所得金額に加算することになります。

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社外流出
加算 雑損失の過大計上	50,000	50,000	

別表五 (一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
商品			50,000	50,000

(3) 免税事業者から資産を購入した場合の留意点

例えば50%が仕入税額控除できる経過措置中（令和8年10月～令和11年9月）に、免税事業者から建物を購入した場合は、消費税のうち仕入税額控除ができない50%部分は建物の取得価額に算入することとなります。

下記の事例を見てみましょう。

建物取得時				
借方 建物	12,000,000	貸方 現金	13,200,000	
仮払消費税等	1,200,000			
決算時（耐用年数20年）				
借方 減価償却費	600,000	貸方 建物	600,000	
雑損失	1,200,000	仮払消費税等	1,200,000	

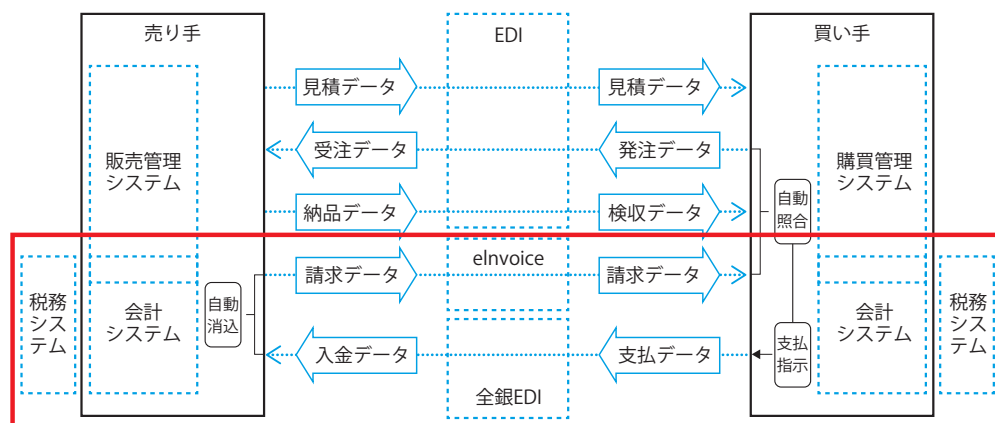
この場合、税務上の仮払消費税等の額は、 $1,200,000 \times 50\% = 600,000$ 円となり、仕入税額控除できない600,000円は建物の取得価額に算入することになります。

雑損失として計上した1,200,000円のうち本来建物の取得価額に算入して減価償却すべき金額であった600,000円は損金経理した金額として取り扱われ、下記の通り570,000円が償却超過額として所得金額に加算することになります。

建物減価償却超過額の計算

$(12,000,000 + \text{取得価額算入分} 600,000) \times \text{償却率} 0.050 = 630,000$ （本来の償却限度額）

（減価償却額600,000+取得価額算入分を雑損失（償却費）とし



2023年10月までに実現を目指す領域

（出典：「EIPA・デジタルインボイス推進協議会ウェブサイト」の掲載画像を参考に作成）

図3 電子インボイスについて、2023年10月までに実現を目指す領域

て損金経理した金額として取り扱われる600,000)－630,000＝570,000（償却超過額）

また、課税売上割合が80%未満などの事業者で控除対象外消費税等が生ずる場合には、損金経理を要件として5年以上の期間で損金の額に算入することになりますので注意が必要です。

例えば課税売上割合が50%の場合は、控除対象外消費税額は仕入税額控除対象の600,000×（1－課税売上割合50%）＝300,000円となります。このうち、損金算入限度額は、300,000×12/60×1/2＝30,000円となり、残りの270,000円は控除対象外消費税等の損金算入限度超過額となります。

このように、単に消費税の処理だけでなく、法人税申告にも影響することが発生しますので、充分注意してください。

3. 電子インボイスとは

電子インボイスとは、書面での交付に代えて提供する電磁的記録（電子データ）のことを言います。記載事項は書面のインボイスと同じです。

例えば、EDI取引（受発注に係るオンラインシステムを介した連絡）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供があります。

日本における事業者のバックオフィス業務は、デジタル化が十分なだけでなく、アナログなプロセスが多く存在しており、紙とデジタルが交錯することでかえって効率化・生産性の向上の妨げとなっていると言われています。それを打破するためには、単に紙を電子化するのではなく、その業務プロセス全体をデジ

タル化することが不可欠となります。そのため、デジタルインボイス推進協議会（EIPA）が設立され、インボイス制度の開始に際し、社会的コストの最小化を図るために、事業者が共通に利用できる電子インボイスの構築が進められることになりました。

現在、デジタル庁は、グローバルな標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースにした日本の電子インボイス（デジタルインボイス）の標準仕様の普及・定着に向けた取り組みを行っています（図3）。

この仕組みができあがると、請求から支払い、債権債務の消込など、会計・税務の業務が紙を介さずデジタルデータでつながることになります。将来的には見積もり、契約、受発注業務などのプロセスも連携し、取引全てがデジタル化することが期待されています。

コロナ禍において、テレワークが不可能であった管理部門においても、全ての業務プロセスがデジタル化すればテレワークが可能となるだけでなく、業務の負荷が軽減されることは間違いないでしょう。

おわりに

全2回でインボイス制度の概要から、導入前の事前準備、導入後の具体的な計算、税務上の留意点について解説を行いました。

かなり煩雑な仕組みでやるべきことが多い制度ではありますが、もう開始時期は待たないでそこまで迫ってまいりました。まだ仕組みを構築中のデジタルインボイスに大きな期待を寄せるとともに、この解説記事が読者の皆様にとって制度を正しく理解する一助となれば幸いです。